



1964年12月4日(第3日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時 分～午後4時 分)

2. 応招議員は次の通りである。

議席														
1番	天	久	豪	太郎	2番	比	嘉	定	亮	3番	天	久	盛	雄
4"	安	次	富	盛	信	5"	石	川	大	6"	天	村	盛	果
7"	稻	嶺	正	康	8"	石	田	真	大	9"	安	里	春	明
10"	又	吉	正	弘	11"	石	川	英	正	12"	大	川	安	昇
13"	伊	佐	真	得	14番	仲	村	喜	永	15"	大	官	盛	昌
16"	宮	里	敏	行	17"	伊	佐	貞	寿	18"	中	城	幸	助
19"	武	島	行	男	20"	仲	村	盛	光	21"	古	里	清	郎

3. 不応招議員はなし。

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員はなし。

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席したものは次の通りである。

市長	仲	村	春	勝	助	役	具	屋	真	徳						
総務課長	松	川	正	義	財政課長			奥	里	将	俊	民生課長	当	山	善	喜
住民課長	仲	村	春	信	建設課長			島	袋	昌	兼	消防団長	大	城	仁	幸
経済課長	沢	し	安	一	水道課長			國	吉	真	義					

7. 議会事務局職員の出席者

事務局長 宮城 光雄 書記 照 屋 毅 島袋 真由 知念 善光

8. 議事日程は次の通りである。

日程第1, 諮問第13号 公有水面掘立申請に対する諮問について

日程第2, 選挙第1 選挙管理委員並びに同補充員の選挙について

日程第3, 報告第9号(陳情第8号 比屋川良稿の復旧架設方について)

議 長～出席議員14名であります。市町村自治法第53条の規定により議会は成立致しますので、只今より本日の会議を開きます。  
(午前10時30分)

議 長～目録第1. 一読質問を待います。  
その前に昨日5番議員から質問がありました件に付きましては、5番議員が出席されてから後で事務局の方で報告させたいと思っております。では目録の順に従いまして、15番の宮城議員の質問を願います。

議 長～8番、1番、4番議員の出席を報告します。

議 長～13番、5番議員の出席を報告します。

15番～失対労働者の賃金について、お伺い致します。失対労働者の賃金の運込理由についてお伺い致します。

市 長～失対労働者の賃金の運込についてはないと云う事であります。只全職種の場合に1日か2日遅れた事がある。

15番～話によりますと、4、5日を待たされた例があると云う事ですが、そう云う事実はない訳ですか。

市 長～私の聞いた範囲内では、別にそう云う事はないと思っております。

15番～土曜、日曜

市 長～1日、2日遅れる事は土曜、日曜の場合です

15番～これは改善する事は出来ませんか。

市 長～その改善については関係課長が来てから出来るかどうかをお答えしたいと思っております。

15番～この主な理由としては、どう云つたもんですか、遅れると云う職種の場合遅れると云う理由は。

市 長～すなわち作業を済んで来てから、この場合会席があげられんと云う関係じゃないかと思っております。

議 長～14番の出席を報告します。

15番～じや後で宜しゆうございますからお聞かせ願います。では2番に移ります。賃金は仕事現場ではだか金じやなしに、封筒に入れて、友

議 長～出席議員14名であります。市町村自治法第53条の規定により議会は成立致しますので、只今より本日の会議を開きます。  
(午前10時30分)

議 長～日程第1。一般質問を行います。  
その前に昨日5番議員から質問がありました件につきましては、5番議員が出席されてから後で事務局の方で報告させたいと思っております。では日程の順に従いまして、25番の宮城議員の質問を願います。

議 長～8番、1番、4番議員の出席を報告します。

議 長～18番、5番議員の出席を報告します。

15番～失対労働者の賃金について、お伺い致します。失対労働者の賃金の遅延理由についてお伺いします。

市 長～失対労働者の賃金の遅延についてはないと云う事であります。只全曜日曜の場合に1日か2日遅れた事がある。

15番～話によりますと、4、5日を得たされた例があると云う事ですが、そう云う事実はない訳ですか。

市 長～私の聞いた範囲内では、別にそう云う事はないと思っております。

15番～土曜、日曜

市 長～1日、2日遅れる事は土曜、日曜の場合です

15番～これは改善する事は出来ませんか、

市 長～その改善については関係課長が来てから出来るかどうかをお答えしたいと思っております。

15番～この主な理由としては、どう云つたもんですか、遅れると云う曜日曜の場合遅れると云う理由は、

市 長～すなわち作業を済んで来てから、この場合金があげられんと云う関係じゃないかと思っております。

議 長～14番の出席を報告します。

15番～じや後で直しゆうございますからお聞かせ願います。では2番に移ります。賃金は仕事現場ではだか金じやなしに、封筒に入れて、支

払う事は出来ませんか。

市長～前にそう云う事はやつた事があるそうですが、お金はどうしてもその場で勘定して支払つた方が良いと云うので、すぐ上げて居る様であります。

15番～すると現在は現場の方で金は配布する訳ですか。

市長～場所はすぐ現場でやつて居るか、或は現場につれて来てやつているか、そこは良く知りませんが、とにかく勘定して上げて居る様です。

15番～それは現場の方で支払いは出来ませんか。

市長～それも良く聞いて見ますと、いわゆるこの支払者の監督の方は朝、金は持つては出ませんので出た人は一応つれて来るんじゃないかとこう思つております。

15番～これは要望で御座居ますが、なにしろこの相当そのものが、安いうえに、更にその現場から又役所まで来て、そこで目当支払いを受けて帰ると非常にややこしいと云う声もございまして、出来得る限り改善して現場の方で支払してもらいたいと御要望致します。

議長～9番議員の報告をします。

15番～3番の方に移ります。仕事の現場が変わつた事に依つて賃金に差が出来たのは何故か。

市長～失業対策事業では、賃金の差はない様であります。但しその人が個人の仕事とか、或は他の会社に行つて働く場合には失業対策事業の仕事じゃなくして、外の仕事に行つた場合には変わるかも知れませんが、失業対策事業の現場での仕事の賃金の差はない様であります。こちらに来てからいわゆるこちらの委託所ですね、こちらから良く他の現場からも申込みがあつて、そこへその仕事人が行く場合には失業対策の仕事じゃありませんので、変わるかも知れませんが失業対策事業の、その事業に所属してやつた場合には変わりはないと。

15番～私が聞いた範囲内では、委託所でやつた時に1事もらつたと、ところが普通は2人はもてントですか、もらつておるけれども、わからないと云う例があるんですが、いずれにしろ失対事業としてもそれに差がないとすれば、市長は一応、或はどうか云つた技術を要する仕事だからと云つた様な理由は、はつきりして請承してもらいたいとこう思います。

3項は打切ります。

払う事は出来ませんか。

市長～前にそう云う事はやつた事があるそうですが、お金はどうしてもその場で勘定して支払つた方が良くと云うので、すぐ上げて居る様であります。

15番～すると現在は現場の方で金は配分する訳ですか。

市長～場所はすぐ現場でやつて居るか、或は職場につれて来てやつているか、そこは良く知りませんが、とにかく勘定して上げて居る様です。

15番～それは現場の方で支払いは出来ませんか。

市長～それも良く聞いて見ますと、いわゆるこの支払者の監督の方は朝、金は持つては出ませんので出た人は一応つれて来るんじゃないかとこう思っております。

15番～これは要望で御座居ますが、なにしろこの目当そのものが、安いうえに、更にその現場から又彼所まで来て、そこで目当支払いを受けて帰ると非常にややこしいと云う声もございまして、出来得る限り改善して現場の方で支払してもらいたいと御要望致します。

議長～9番議員の報告をします。

15番～3番の方に移ります。仕事の現場が変わった事に依つて賃金に差が出来たのは何故か。

市長～失業対策事業では、賃金の差はない様であります。但しその人々が個人の負請師とか、或は他の会社に行つて働く場合には失業対策事業の仕事じゃなくして、外の仕事に行つた場合には変るかも知らんが、失業対策事業の現場での仕事の賃金の差はない様であります。こちらに来てからいわゆるこちらの案定所ですね、そこから良く他の職場からも申込みがあつて、そこへその仕事人が行く場合には失業対策の仕事じゃありませんので、変るかも知らんが失業対策事業の、その事業に所属してやつた場合には変りはないと。

15番～私が聞いた範囲内では、彼所前でやつた時に1事もらつたと、ところが普通は人の場合は6セントですか、もらつておるけれども、わからないと云う例があるんですが、いずれにしろ失対事業としてもそれに差がないとすれば、市長は一応、或はどう云つた技術を要する仕事だからと云つた様な理由は、はつきりして明示してもらいたいと思つております。

3項は打ち切ります。

15番～失対労働者の賃金は體格的に低いが、市長としてこれを上げる努力をする意志がありますか。

市長～努力したいと思えます。

15番～私の記憶に間違いがなければ、政府の失対労働者のいわゆる保険70万ドルの保険金が出ておると疑念にありますが、これは当然失対労働者に還元する様な方法でこれは勿論単に1両町村では、確かにむづかしい問題だと思えます。申部は申部の市町村会なんかもありますし全義の市町村会と云うのもございしますので、どうかこう云つた所のぞまれまして一結になつてこう云つた住民福祉向上面に努力される事を御要望致します。予算の無だ使いについて、質問致します。去つた6月の予算議会を終えて然勞安をしておりますが、予算の無だ使と思えますが、市長としてどうお考えですか。

市長～この問題は難しい問題だと思えますが、見方にもよると思えますが、私はこう思つております。名前は然勞会となつておるんですが、實際は議員各位の積込を固りそして今後の市政の発展について進捗のない話し合いの場としてもたれ、そして今後の市の発展に才力出来るものとしてどう私も考え、又皆様も考えておられると思えます。それは議員自体の問題でありますので、若し議会の皆棟がそれは何んの効果もないを云うこととてあれは結局無だになる訳であります。その点皆棟良く御検討なさつて、若しそれが無だだとすればやめてほしいとこう思ひます。今の所私としては先き申し上げた様な気持で別に無だじやないところ云うような考えを持っております。

15番～勿論議員方の金で然勞安をやる、或は積込会をやると云う事は非常に補補と云います。しかし、市の予算でやると云う事、事難に大きな問題があると云うように考へております。その辺はどうですか。

市長～先き申し上げました様に、それが市の発展のために才力出来るものとしてならば、予算も無だじやないところ思ひます。若し市のいわゆる市政の発展、市民全体に対して宜野商市を發展させるために利人の儀にも立たないことと云う事であれば、それは無だと云う事になります。その点は、いわゆる議員自体が市の発展に才力出来るものであるとして私達は考へておるんだが、そうじやないとするならば結局予算にも關しては付けられない事になると思ひます。

15番～市長さんとしては、今後もそれは続けたいと云う考へてですか。

市長～

15番～失対労働者の賃金は総体的に低いですが、市長としてこれを上げる努力をする意志がありますか。

市長～努力したいと思います。

15番～私の記憶に間違いがなければ、政府の失対労働者のいわゆる保険70万ドルの保険金が出ておると記憶にあります。これは当然失対労働者に還元する様な方法でこれは論単に1市町村では、確かにむづかしい問題だと思います。中部は中部の市町村会なんかもありますし、全員の市町村会と云うのもございますので、どうかこう云つた所にのぞまれて一になつてこう云つた民生福向上面に努力されん事を御要望致します。予算の無だ使について、質問致します。去つた6月の予算議を終えて、労宴をしておりますが、予算の無だ使と思いますが、市長としてどうお考えですか。

市長～この問題は難しい問題だと思いますが、見方にもよると思いますが、私はこう思っております。名前は労会となつておるんですが、実際は議員各位の精を削りそして今後の市政の発展について遠慮のない話し合いの場としてもたれ、そして今後の市の発展に出来るものとして、こう私も考え、又皆様も考えておられると思います。それは議員自体の問題でありますので、若し議会の皆様がそれは何んの効果もないと云うことであれば結局無だになる訳であります。その点皆様良く御検討なさつて、若しそれが無だだとすればやめてほしいところ思います。今の所私としては先き申し上げた様な気持で別に無だじやないところ云うふうな考えを持っております。

15番～論議員方の金で、労宴をやると、或は親会をやると云う事は非常に結行でございます。しかし、市の予算でやると云う事、事態に大きな問題があると云うふうに考えております。その辺はどうですか。

市長～先き申し上げました様に、それが市の発展のために出来るものとしてならば、予算も無だじやないところ思います。若し市のいわゆる市政の発展、市民全体に対して宜野湾市を発展させるために何んの後にも立たないと云う事であれば、それは無だと云う事になります。その点は、いわゆる議員自体が市の発展に出来るものであるとして私達は考えておるんだが、そうじやないとするならば結局予算にも出してはいけない事になると思います。

15番～市長さんとしては、今後もそれは続けて行きたいと云う考えですか。

市長～

市長～これは議会の何んですから私としては議会の哲彦さんが、そう言うくらいでもつていわゆる市政の発展、市民の発展のために、**切**するものとして予算化したら行つて呉いんですけども、若しそれが出来ない、議会自体が出来ないとするならば、やめてほしいと今先申し上げた通り。

15番～外人住宅の課税増れについて去つた6月の予算議会において、外人住宅の課税増れがありました。その後、どうなつておりますか、又金額にしてどの位ですか。

市長～先月の議会に外人住宅の**切**増と、それから課税された増との差が出たのは、**切**増の場合には部落内に有る様な外人の住宅まで加えて、全部だつたと、それから外人課税の場合には、いわゆるAラジングですわ、これの増を出したために、くい迷いが出たのであんまりな事になつたと、**切**課しなかつたと云う事は無かつたと云う事を聞いておりますが一応その点課税の方から説明して置きます。

財政課長～現在外人税の課税長をきいてどう云う固定資産並に又法人税の方面に一応係命働いてもらつておりますが、今までどう云う外人向の貸金で少しもれたものがありました、それで64年度になつてから3年度の当然その課税して徴収すべき税金として過年度分として現在まで調査の上43件、171ドル10セントを調査課税してあります。

15番～前の答弁によりますと、税当量あつた様な気がするんですが、これは最後の調査の上ですか。

財政課長～別に前の数字は私には、はつきりわかつておりませんが、そう沢山の課税もれはないと思つております。現在も税目固定資産、評価委員と**一緒**にそう云う方面の**切**につとめておるので今後も、調査の上課税もれがあれば、過年度分としての徴収もつて行きたいところ云うふうに考えております。

15番～今の記憶に間違いがなければ100件余りの課税もれがあつた様に覚えておりますが、その様なお話が漸つたんですが、43件ですか、これは一応間違いはない様ですか。

財政課長～そうであります。

議長～3番議員の出席を報告します。

議長～置く休憩致します。(午前10時40分)

議長～再開致します。(午前10時41分)

市長～これは議会の何んですから私としては議会の皆藤さんが、そう云うねらいでもつていわゆる市政の発展、市民の発展のためにするものとして予算化したら行つて良いんですけども、若しそれが出来ない、議会自体が出来ないとするならば、やめてほしいと今先申し上げた通り。

15番～外人住宅の課税もれについて去つた6月の予算議会において、外人住宅の課税もれがありましたその後、どうなつておりますか、又金額にしてどの位ですか。

市長～先の議会に外人住宅の徴と、それから課税された徴との差が出たのは、徴の場合には部落内に有る様な外人の住宅まで加えて、全部だつたと、それから外人課税の場合には、いわゆるハウジングですね、これの徴を出したために、くい違いが出たのであんな事になつたと、別に財課しなかつたと云う徴は無かつたと云う事を聞いておりますが一応その点課長の方から説明して載きます。

財政課長～現在外人税の課税係長をおいてこう云う固定資産並に又法人税の方面に一生懸命働いてもらつておりますが、今までこう云う外人向の賃住宅で少しもれたものがありました。それで64年度になつてから3年度の当然その課税して徴収すべき税金として過年度分として現在まで調査の上43件、171ドル10セントを調査課税してあります。

15番～前の答弁によりますと、相当徴あつた様な気がするんですが、これは最後の調査の上ですか。

財政課長～別に前の数字は私には、はつきりわかつておりませんが、そう沢山の課税もれはないと思つております。現在も毎日固定資産、評価委員と一緒にそう云う方面のにつとめておりますので今後も、調査の上課税もれがあれば、過年度分としての課税もやつて行きたいと云うふうに考えております。

15番～私の記憶に間違いがなければ100件余りの課税もれがあつた様に覚えておりますが、その様なお話が有つたんですが、43件ですか、これは一応間違いはない様ですか。

財政課長～そうであります。

議長～3番議員の出席を報告します。

議長～暫く休憩致します。(午前10時40分)

議長～再開致します。(午前10時41分)

15番～じゃもう1圓お伺い致します。矢野労働者の方ですね、賃金の遅延理由についてお伺いします。賃金の遅延わかりますか、あのですね、当然矢野労働者と云うのは、1圓が基本であります。1圓が基準になつております。だから当然1圓働いた分は、その圓にもらうと云うのが立前だと考えておりますが、それが、或る人に云わすれば、4、5圓待たされた例があると云うふうな話を聞いております。そう云つた考えはどう云うふうにして起つてきたものであるか。

建設課長～矢野事業の賃金ではありますが、普通現在まで支払して居るのはその圓で精算をしております。所が土曜日、若しくは公休が2圓続くとそのう云う場合には~~取~~の方と、それから役所の決裁と云うものがなかなか得られなくてそれでその決裁を得た後でないで支払も出来ないと云う様なかつこうになりまして、どうしてもこつこう云う場合には1圓若しくは2圓と、日理目をばさんである場合になりますと、さう云うかつこうになっております。立前としては、毎日精算する様にしております。

15番～じゃ、やむを得ない理由によつての支払いと云う事になつて居る訳ですか。

建設課長～さう云う決裁の関係であります。

15番～事情の変わるによつてですね、又金がもらえられないと云うのが、理由になつた例もある訳ですか。

建設課長～別にさう云うものが、大きな理由ではありません。普通は決裁が得られんと云うのがおもな理由であります。

15番～出来るだけその1圓1圓を働いた分は支払うと云う改善方をお願い致します。それから2番の方でございますが、賃金は仕事現場で封筒に入れて、支払う事は出来ませんか。

建設課長～前に封筒に入れて金銭を支払した事があるそうでありますが、封筒に入れた場合には、そのまま勧業しないで持つて帰ると云う方もおられて後で金銭が合わないとか云う様な事を云われた方もあつたそうであります。それで、さう云う場合に誤解のない様に現場に行つて実際に本人に直接金銭を勧業させて支払つた方が良くと云うふう事で本人に見せて渡して印かんをもらうと、さう云うふうにしております。

15番～その辺は、はつきり私も無りませんけれども、然し任えとしてこつこう云う場合でございますので、一応たしかめられて、そして仕事現場の方で出来るだけ支払をしてもらう様にしてもらいたい、以上であります。

15番～じやもう1回お伺い致します。失対労働者ですね、賃金の支払理由についてお伺い致します。質問の趣旨わかりますか、あのですね、当然失対労働者と云うのは、1日が主体であります。1日が基準になつております。だから当然1日働いた分は、その日にもらうと云うのが立前だと考えておりますが、それが、或る人に云わすれば、4、5日待たされた例があると云うような話を聞いております。そう云つた考えはどう云うふうにして起つてきたのであるか。

建設課長～失対事業の賃金であります。普通現在まで支払して居るのはその日で精算しております。所が土曜日、若しくは公休が2日続くとそう云う場合には職案の方と、それから彼所の決載と云うものがなかなか得られんでそれでその決載を得た後でない支払も出来ないと云う様なかつこうになりまして、どうしてもこう云う場合には1日若しくは2日ど、日曜日をばさんである場合になりますと、3日遅れると、そう云うかつこうになつております。立前としては、毎日精算する様にしております。

15番～じや、やむを得ない理由によつての支払いと云う事になつて居る訳ですね。

建設課長～そう云う決載の関係であります。

15番～事情の変わるによつてですね。又金がもらえられないと云うのが、理由になつた例もある訳ですか。

建設課長～別にそう云うものが、大きな理由ではありません。普通は決載が得られんと云うのがおもな理由であります。

15番～出来るだけその1日1日を働いた分は支払うと云う改善方をお願い致します。それから2番の方でございしますが、賃金は仕事現場で封に入れて、支払う事は出来ませんか。

建設課長～前に封に入れて金銭を支払いした事があるそうではありますが、封に入れた場合には、そのまま勘定しないで持つて帰ると云う方もおられて後で金が合わないとか云う様な事を云われた方もあつたそうであります。それで、そう云う場合に誤解のない様に現場に行つて実際に本人に直接金銭を勘定させて支払つた方が良いと云うふう事で本人に見せて渡して印かんをもらうと、そう云うふうにしております。

15番～その辺は、はつきり私も知りませんが、然し色々としてこう云う場合がございしますので、一応たしかめられて、そして仕事現場の方で出来るだけ支払をしてもらう様にしてもらいたい。以上であります

議 長～進言します、又は12番の大川議員に質問願います、

12番～安つを12月1日付の沖風タイムスにおいて、ずさんな行政である  
と、批判され、そして公有水質の管理をめぐり建設課と経済課、両課  
が対立して居ると云うふうに大々的な見出しでなされておりますが、  
の件に付きまして、市長の御見解をお伺いします、

市 長～何もずさんな行政でもなければ、外に別に対立もないところ思つて  
あります、

12番～建設課長にお伺いします、この圖からしますと市のマスタープランに  
もある池の伊佐浜の掘立はあれは決行されるつもりであるか、それ  
ともそのままやむやみになされるつもりであるのか、

建設課長～この件については、前からマスタープランにおいても掘立の熟慮で  
あると云うことが、はつきりしております、それから掘立事業と云う  
ものは、実際都市計画をやるときに相当つづれ地が出来ますので、その  
指針と補点と云う意味からしても、どうしても土質を調整しなければ  
いけないとそれで今度のマスタープランの計画も調査、市研方研究  
し検討し更にこの内容によつて進めて行きたいと思つております

12番～掘立出来ると云う御見解ですね、出来る限りは掘立をしたいと云う御  
見解ですね、

建設課長～はい、

12番～経済課長にお伺いします、経済課長の先の議会の御説明によりますと  
主管課である経済課は漁業組合を育成しなければならないから是非育  
成して行くと言ふふうになされておられますが、その件について、

経済課長～漁業組合は漁業組合員となる漁民が作る家業があればそれに対して、事  
務上の指導助言等はやらなければいけない責任があると云う様な考え  
を持っております、これは既に申し述べた通りであるんですが、  
これに入れた場合には、その必要がなければ持つて居ると云う方も

12番～そうすると建設課では、掘立をすると言ふ計画を持つておる、そして  
掘立はユリシかないと云うのは公有水質に悪影響を及ぼさざるを  
と建設課と、その方として、それに対して対策はありますか  
その点をお伺いします、

建設課長～漁業と云う問題であります、この漁業にもいく通りもあるんです  
が、沿岸漁業と近海漁業とかそれから色々漁業の方法があると思いま  
すが、掘立と関連しまして、漁業と云う場合は将来の漁業と云うべき  
は、掘立と関係して居るとも、掘立と関係して居るとも、掘立と関係して居るとも

議 長～進行します、次は12番の大川議員に質問願います。

12番～去つた12月13日付の沖繩タイムスにおいて、ずさんな行政である  
と、批判され、そして公有水面の使用をめぐる建設課と経済課、両課が対立  
が対立して居ると云うように大々的な見出しでなされておりますが、  
の件に付きまして、市長の御見解をお伺いします。

市 長～何もずさんな行政でもなければ、外に別に対立もないところ思うので  
あります。

12番～建設課長にお伺いします。この面からしますと市のマスタープランに  
もあるあの伊佐浜の埋立はあれは決行なされるつもりであるか、それ  
ともそのままやむやになされるつもりであるのか、

建設課長～この件については、前からマスタープランにおいても埋立の地点で  
あると云うことが、はつきりしております。それから埋立事業と云う  
ものは、実際都市計画をやる場合に相当つづれ地が出ますので、その  
施設費と補点と云う意味からしても、どうしても土地を調整しなければ  
いけないとそれで今度のマスタープランの計画も議会、市相方研究  
し検討し更にこの内容によつて進めて行きたいと云う思つております

12番～結局出来ると云う御見解ですね、出来る限りは埋立をしたいと云う御  
見解ですね。

建設課長～はい。

12番～経済課長にお伺いします。経済課長の先の議会の御説明によりますと  
主管課である経済課は漁業組合を育成しなければならないから是非育  
成して行くと云うようにされておりますが、その件について、

経済課長～漁業組合は組合員になる住民が作る意志があればそれに対して、事  
務面の指導助言等はやらなければいけない責任があると云う様な考え  
を持つております。

12番～そうすると建設課では、埋立をすると云う計画を持つておる、そして  
海面は1ツしかないと云うのに公有水面に漁業権を獲得させるとなる  
と建設課と、その方として、これに対して支障はありませんかどうか  
その点お伺いします。

建設課長～漁業と云う問題であります、この漁業にもいく通りもあるんです  
が、沿岸漁業と近海漁業とかそれから色々漁業の方法があると思いま  
すが、埋立と関連しまして、漁業と云う場合は将来の漁業と云う大きな

な見地において、沿岸漁業と云うものは成立つかも知れません、若しくは又近海に出る漁業をするとか沿岸と云う場合の大きな施設とか、そう云う目的のある仕事に対して、埋立地の便利に伴って発展させていくと云う様な方法で都市計画の方では進めて行きたいと云うように考えております。

12番～そうなりますと、経済部長のおつしやるには、沿岸漁業であると、そしてアサリをなんかを養殖して漁民の利益をもたらすと云うふうな事になります若し施設がこの埋立をした場合に沿岸漁業として、この漁業組合は成り立つかどうかその点をお伺いします。

議長～4番議員の出席を報告します。

市長～この件については、私から5番議員の5番のプリントとも同速致しますので申し上げたいと思えます。直野湾市としては、マスタープランで埋立事業をやると云う事は市の事業としてこれを今日まで押し進めております。漁業組合を市が作るかと云うことは考えておりませんがしかし市民には、いくらかの漁業者がおるので、その指導は当然の経済課として適切にやつてもらつておると云う事になつております。それから市では漁業組合を持たないんだが、若しその業者が漁業組合を設立しそこに漁業権の設定をされたんでは、埋立事業と重つて、いわゆる新聞にもありました賠償の問題なんかが出て来るんじゃないかと、どう云う事に成るんであります。私達市の方針としてはどこまでも1、2の漁業に突進、1、2と申しますとゴハイがあります、とにかく市には漁業でもつて生計を維持さねばならぬと云う様な事をいゆる生業をしている数は少ないのでありますので、市全体としてはこの埋立と云う事業はこれよりいゆる私達市全体の発展の爲には都市計画の1環としての埋立が必要であるとするのは、市の方でやつているんだがこの業者の指導と云う事でもつて、組合を設立するには、どうしたら良いか、あつたら良いかと云う指導はやつている。これはこの権利であり、又この義務であります。それで私この漁業組合の発足すると云う準備委員会と云いますか、準備委員会といいますが、その集りの所でも申し上げましたが、直野湾市においては今までに漁業組合を戦前にも、戦後にも作つてうまく行かなかつた、それはと云うものは、まず漁獲高を上げると云う事に大きなねらいで、もつて行けば良いんだが、この外にこの漁獲高を上げて市の経済をうすおすと云う大きなねらいに立つてするならば、それは作るかも知らんが、その外のねらいで、例へば私達も1時漁業組合に入つたことがあるんですが、その英例も申し上げました。戦争直後漁業組合に入つたんだが、それは何が原因だつたかとそれは組合に入れば漁の副産物が得られるだろうと云う、いわゆる漁獲を上げると云うよりも、副産物を受けると云うふうなねらいだつたので、あの組合も続かなかつた。今更の場合にも、若しやそのねらいが外に

な見地において、沿岸漁業と云うものは成立つかも知れません。若しくは又近海に出て漁業をすとか沿岸と云う場合の大きな施設とか、そう云う目的のある仕事に対して、埋立地の使用料に伴つて発展させていくと云う様な方法で都市計画の方では進めて行きたいと云うように考えております。

12番～そうなりますと、経済課長のおつしやるには、沿岸漁業であると、そしてアサリ貝なんかを養殖して漁民の利益をもたらすと云うような事になります。若し建設課がこの埋立をした場合に沿岸漁業として、この漁業組合は成り立つかどうかその点をお伺いします。

議長～4番議員の出席を報告します。

市長～この件については、私から5番議員の5番のプリントとも関連致しますので申し上げたいと思います。宜野湾市としては、マスタープランで埋立事業をやると云う事は市の事業としてこれを今日まで進めております。漁業組合を市が作らせると云うことは考えておりません。しかし市民には、いくらかの漁業者がおるので、その指導は担当の経済課として親切にやつてもらつておると云う事になつております。それから市では漁業組合は持たないんだが、若しその業者が漁業組合を設定しそこに漁業権の設定をされたんでは、埋立事業と重つて、いわゆる新聞にもありました賠償の問題なんかが出て来るんじゃないかと、こう云う事に成るんであります。私達市の方針としてはどこまでも1, 2の漁業に従事、1, 2と申しますとゴハイがありますが、とにかく市には漁業でもつて生計を維持さねばならんと云う様な家、いわゆる生業をしている数は少ないのでありますので、市全体としてのこの埋立と云う事業はこれよりいわゆる私達市全体の発展の為に都市計画の1環としての埋立が必要であると云うのは、市の方でやつているんだがこの業者の指導と云う事でもつて、組合を設立するには、どうしたら良いか、ああしたら良いかと云う指導はやつている。これはこの権利であり、又この義務であります。それで私この漁業組合の発足すると云う準備委員会と云いますか、準備委員会と云いますか、その集りの所でも申し上げましたが、宜野湾市においては今までに漁業組合を戦前にも、戦後にも作つてうまく行かなかつたと、それはと云うものは、まず漁獲高を上げると云う事に大きなねらいで、もつて行けば良いんだが、この外にこの漁獲高を上げて市の経済をうすおすと云う大きなねらいに立つてするならば、それは作るかも知らんが、その外のねらいで、例へば私達も1時漁業組合に入つたことがあるんがあるんですが、その実例も申し上げました。戦争直後漁業組合に入つたんだが、それは何が原因だつたかとそれは組合に入れば漁の配給が得られるだろうと云う、いわゆる漁獲を上げると云うよりも、配給を受けると云うようなねらいだつたので、あの組合も続かなかつた。今度の場合にも、若しやそのねらいが外にあ



るとするならば、これは続く様な組合じやないからと、又政府に対しても、あの時も政府も見えておりました。そう云う見解であるとお話し申し上げたら、政府としても、今日でも名前だけの組合が多いのでどつちかとする、政府としては、これを統制してへらしたい方だと、云うふうな話しをしておられました。ところで問題は、若しやこれがその地域がよその漁業組合から、そこに漁業組合を、設定されたらどうするかと、心配があつたとそんな事は市町村もちやんと計画もあると同時に、よそへ設定されると云う場合は、私達もこれは、今後はこちら云うふうな考えは持つておりませんと、よそにここに漁業権をあたえと云う事は考えておりませんと云うふうな話しをしておりました。問題はそう云う方々がどう云うねらいでもつて漁業組合をやろうやろうとしているのが、又市としてはアサリ具の様な近海の何で市の経済をうるおす様な発展なりがなしうるか今の埋立事業よりも、どちらが宜野湾市経済発展にコウケンする事が出来るとしたら私は先に申し上げた今の都市計画の工環としてので埋立の方が、これは大きいとこう思いますので、新聞や或は外部で色々そのこちらの意図しない様な事までも書立てておりますが、事を申し上げますと、只個人の指導をしたと云うことで市の事業としてそう云う事をここで皆様にお知らせ申し上げます。

12番～御要望を申し上げます。論漁民も農民もあらゆる産業を当局としては、指導助言なさるべき立場に御座居ますので、その点又埋立をする場合に漁業権を獲得したから賠償、補償の問題色々出て来るだろうと思いますが、事後そう云う様な何がおこらない様にやつてほしいと要望致しまして質問を終わります。

5番～私が提出致して出してあります。質問とも関連しますので、関連質問致したいと思ひます。只今の市長の説明の中に漁業権設定問題がいわゆる経済課のなすべきものであると指導助言を市役所が現在までやつた事はすぐこの理由をして経済課の取扱う問題であるが、まつたくその無意味な事を云つておられますが、指導助言、いわゆる親切と云うのは、それは当然説明をするまでもなく、市がある為には市民に対する仕のためにもすべきものであるから当然の話であります。しかし親切と云う意味が、この場合に関連して漁業権設定を目標にして活動しておられます方がその目標獲得に対して向つている事は市長が先き云われた様に個々の権利である。それは何ら疑義をさしはさむ余地のない当然の事であり、問題はそう云うふうな問題じやなくて、法の権利ではあります。市政として市のいわゆる資産として、これから発展する為にはどうしたら良いかと云うと、1ツの大きな理由の1ツに都市計画と云うのを打出してありますが、これは当局の立案によつて、しかも都計審議委員会、この都計審議委員会は、論正式は都計審議委員会ではない人ですが、それにも関わつてそれで良い。つまり当局の計画通りいと云うこと



でそれをまた正式に議会に諮問をかけました。そして諮問を経た議会はそれで良いと云うふうに答申された。いわゆる法的調査は政府の認可は得てないので、まだ法的効力はないんですが、一応は宜野湾市都市計画の総合計画、いわゆるマスタープランなるものは現在実際に存在しております。ここにその中に伊佐浜から宇地浦先の4・5万前後の面積の公有水面を埋立する事は、1ツの計画になつております。計画はあくまで施策であるはずで、これはそこでこの事を前提に答弁して下さい。今漁業権設定の問題は経済課の取扱うべき問題であるからと云われましたが、施策に相反する事は、若し漁業権設定に個々の権利は当然でありますから、そう云う方達が漁業権設定をしたいんだが、手続きその他はどう云うふうにしたら良いかと云う相談を受けた場合には、その手続き上に関してその範囲内において市当局は教える事は義務であつて親切であります。しかしこれ以上越したらいわゆるその人達がその事をやる作業に手伝ひみたいな事をしたら、これは援助になります。援助は指導でありませぬ。したがつて今まで過去に当局がやつて来た事は、これはそう云うふうによつて来た事がありますから、これは奨励した事になります。先程申し上げました様に宜野湾市にはマスタープランの中にあそこはいわゆる漁業権設定を予定して居る所の場所は埋立を計画してあります。これは大きな施策であります。その同じ場所を漁業権設定をしようとして居る工部の方々のその作業に対して手続上のいわゆる指導助言にとどまらず、それを越して助をやるといわゆる先き程申し上げた様に援助奨励をやる事と云う事は先の議会でも申し上げた様に明らかに施策に相反した事があります。その施策に相反して居るか、居ないかは今はつきりしている。してないと云う見解を今市政の最高責任者としての市長から説明して下さい。好い加減な説明じゃ納得出来ませんから。

市長～只今の御質問は漁業権設定に手伝ひをしているとそれと手伝ひをして居ないかをはつきり云つて。

5 番～そうではありません。手伝ひをして来ました。そこでもう1圖誤解のない様に市長は時々過去の例からすると、うそなんか云いますか聞かなかつたふりをしてそこでもう一べんきいて下さい。漁業権設定を目標として居る所のそう云う組織の方々が、それを目的達成するにはどう云うふうにしたら良いかと云う事について、要するには手続き上の問題であります。その面について相談を受けた場合にはそれに対して、こう云うふうにするんだよ、ああ云うふうにするんだよと云う具体的に説明するのは、そこまではあくまで都市計画にいわゆる関連して施策に相反しない行為であります。これはいわゆる義務に属します。そこまでは良いんです。これはしかし実際は手続上の方法に対して指導助言をしただけにとどまらず、実際にあつち行つたり、こつち行つたりいいわゆる主管当向に行つたりやつております。これはいわゆる手助けであります。手助けはいわゆる援助

である。援助は奨励であります。一方である場所に基立計画をして然しながら同じ場所に全く相反する様な目的達成と関連して相反する様なしかも一民間団体の手助けをやるとうことは、私の見解からしますと、明らかにこれは施策に相反する事でありまして、そこで相反するかしないかの見解をはつきり明りように示してもらいたいと云うのが、私の質問であります。

市長～相反した事はありません。それから主管当局に行つたりして、手伝いした事はありません。只先の議会の開会中に全然私には知らない議会に出るつもりで、家におつたら賃いが来て今日は主席が見えるから、大番名の三叉路の所に迎えて下さいと何の要件であるかもわからないそのまま私は行つて迎へには行つたが、何んで見えますかと、1時間位待つたかと思ひますが、見えなくて直被水産課の人が後折に見えた様であります。そしてそこから今日は主席は北部に行つて見えないから伊佐浜行つて見て下さいと、何かと云つたら主席のお友達でアサリ貝の何か加工を考へてあげたいと云うので現場はそこは適当だと云うので見に来ましたと云う、田舎課長の話しを聞いて、ああそんな事があるかと云つたら、その日に現場でこちらは基立をする計画であるんだがどうなるのかと、課長に聞いたら、アサリ貝だから基立をすれば、その神の方でも出来ん事はないでしようとう話しを聞いて、その外に私が助けをして主管局に行つたとか、何とかの云う事は全然ありませんのでうそでも何でもありません。これは何かのう番議員の誤解か或は聞き違いかと思ひます。それから市長は良くうそをつくると云う今の質問でありましたが、このうそをどう云う事か私は、まだう番議員にうそをついた事はないと思ひますが、それも一踏にお伺ひします。

5番～それじや市長の要望でありますから、事実を申し上げます。市長は私にはつきりうそを云いました。その証を今から説明致します。去つ議会で軍用地問題に関して、D.Eから告知書何月何日に市当局に届いたかと云う私の質問に対して何月何日と云うふうに、はつきり答へ致しました。私はこれは又後で聞いた場合には、又違ふかも知らんとう事を懸念致しまして、そこで請書は今云うたらずに済まさないやうに、私はその時に、今日親で答へされたその事実と同じ様な内容を明書私に書面を持って届けてもらひますかと云う私の質問に対して、市長は約束されました。その約束は果されましたが、前の日に私に何月何日であると云うふうにはつきり云つた。日付とそのあくる日、書面でもつて私に届けた日付に違つておりました。それ故、うそであります。うそじやないですか、持つて来ますか、こつちら、

市長～これは、

5番～持つて来ますか、

である。援助は~~は~~励でありませぬ。一方である場所に埋立計画をして居ながら同じ場所に全く相反する様な目的達成と関連して相反する様なしかも一民間団体の手助けをやる事云うことは、私の見解からしますと、明らかにこれは施策に相反する事でありませぬ。そこで相反するのではないかの見解をばつきり明りように示してもらいたいと云うのが、私の質問であります。

市長～相反した事はありません。それから主管当局に行つたりして、手伝いした事もあります。只先の議会の開会中に全然私には知らない議会に出るつもりで、家におつたら使いが来て今日は主席が見えるから、大謝名の三又路の所に迎えて下さいと何の要件であるかわからない。そのまま私は行つて迎えるには行つたが、何んで見えますかと、1時間位お待ちかと思ひますが、見えなくて直接水産課の人が所に見えい様であります。そしてそこから今日は主席は北部に行つて見えないかから伊佐浜行つて見て下さいと、何かと云つたら主席のお友達でアサリ具の何かナ工を考へてあげたいと云うので現場はそこは適当だと云うので見に来ましたと云う、田場課長の話しを聞いて、ああそんな事があるかと云つたら、その日に現場でこちらは埋立をす計画であるんだがどうなるのかと、課長に聞いたら、アサリ具だから埋立をすれば、その沖の方でも出来ん事はないでしょうと云う話しを聞いて、その外に私が助けをして主管局に行つたとか、何かの云う事は全然ありませんので何でもありません。これは何かの5番議員の誤解か或は聞き違いかと思ひます。それから市長は良うそをつくと云う今の質問でありましたが、このうそを1ツどう云う事か私は、まじ5番議員にうそをついた事はないと思ひますが、それも一にお伺いします。

5番～それじや市長の要望でありますから、事実を申し上げます。市長は私にはつきりうそを云いました。その証と今から説明致します。去つたか月に軍用地問題に関して、~~の~~か告知書何月何日に市当局に届いたかと云う私の質問に対して何月何日と云うふうにはつきり答弁致しました。私はこれは又後で聞いた場合には、又違ふかも知らんとな事を懸念致しまして、そこで言禁は今云うたらす消えてなくなります。私はその時に、今日口頭で答弁されたその事実と同じ様な内容を明日私に書面を持って届けてもらいますかと云う私の質問に対して、市長は約束されました。その約束は果されましたが、即の日に私に何月何日であると云うふうにはつきり云つた。日々とそのあくる日、書面でもつて私に届けた日目に確実に食い違つておりました。それは、うそであります。うそじやないですか、持つて来ますか。こつちに、

市長～これは、

5番～持つて来ますか、

市長～はい

5 番～若しであつたらどうしますか、私が云つたのは事実でありますから、

市長～どうでもします、

5 番～どうでもしますか、

市長～はい、

議長～暫く休憩します。(午前11時10分)

議長～再開します。(午前11時27分)

5 番～市長はですね、はつきり今私から、市長はうそを云う前にうそを云うた事があるからと云う問題を取り上げてからですよ、市長自ら取り上げられて、そう云う事は5番議員に、そう云うことを云われたが、そう云う事があつたら説明して下さいと云う要望がありましたね、そこで私は今事実を持ち出した訳です、もしその事実が、

市長～あの時の話は、これは受付もされて居ないので、何時それをおいたかは私も良く知らないから、係の方で問うて答えます、

5 番～関連して質問致します、新聞記事にあつたいわゆる都計事業と漁業権設定問題に關しまして、執行当局の内部において建設課と経済課が対立していると云うような新聞の報道であります、私の質問事項にもありますが、今先の議員から質問があつたのでそれに対して答弁がどうもあれだけでは、私は納得出来ませんので又関連して質問致します重ねて質問致します、あの新聞報道記事は、いわゆる都計事業の中の漁立問題と同じ場所に対して漁業権設定をしようとして居る問題と、この2つの問題をめぐつて担当の建設課と経済課と対立して居ると云う新聞報道記事がありました、その対立して居ると云うような事実がありますか、ありませんか、明確に答弁をお願いします、

市長～ありません、この間に、

5 番～ありません、そうすると何かそれを関連した、どなたでしたか、天久養太郎議員の質問にもあります様に出所云々がありますが、それと関連しまして、何かあの新聞社から取材のためにここに当局におとずれた事実がありますか、これは総務課長にお伺いします、

総務課長～じや私の方から御説明申し上げます、一応新聞記者としては、確かにその記事として取材したい資料はどこからか得たんじやないかと思つておりますが、当を得て最終的な段階、それはどの段階で記者の方

市長～はい

5 番～若しであつたらどうしますか、私が云つたのは事実でありますから、

市長～どうでもします。

5 番～どうでもしますか、

市長～はい。

議長～暫く休憩します。(午前11時10分)

議長～再開致します。(午前11時27分)

5 番～市長はですね、はつきり今私から、市長はうそを云う前にうそを云うた事があるからと云う問題を取り上げてからですよ、市長自から取り上げられて、そう云う事は5番議員に、そう云うことを云われたが、そう云う事があつたら説明して下さいと云う要望がありましたね、そこで私は今事実を持ち出した訳です。もしその事実が、

市長～あの時の話は、これは受付もされて居ないので、何時それをおいたかは私も良く知らないから、係の方で問うて答えます。

5 番～関連して質問致します。新聞記事にあつたいわゆる都計事業と漁業権設定問題に関しまして、執行当局の内部において建設課と経済課が対立していると云うような新聞の報道であります。私の質問事項にもありますが、今先の議員から質問があつたのでそれに対して答弁がどうもあれだけでは、私は納得出来ませんので才関連して質問致します重ねて質問致します。あの新聞報道記事は、いわゆる都計事業の中の埋立問題と同じ場所に対して漁業権設定をしようとして居る問題と、この2つの問題をめぐつて担当の建設課と経済課と対立して居ると云う新聞報道記事がありました。その対立して居ると云うような事実がありますか、ありませんか、明確に答弁をお願いします。

市長～ありません。

5 番～ありません。そうすると何かそれと関連した、どなたでしたか、天久豪太郎議員の質問にもあります様に出所云々がありますが、それと関連しまして、何かあの新聞社から取材のためにここに当届仕おとされた事実がありますか、これは総務課長にお伺いします。

総務課長～じゃ私の方から御説明申し上げます。一応新聞記者としては、確かにその記事として取材したい資料はどこからか得たんじやないかと思つておりますが、当を得て最終的な段階、それはどの段階で記者の方

は来たが、どうかおからんが、後所にも確かに寄つては居るんじゃないかと思つております。

5 番～寄つては居るんじゃないかと云うのは、いわゆる課長は口頭で、つまりなされましたが、寄つては居るんじゃないかと思われると云うのは貴方がそう思う理由は何んですか、

総務課長～その記事自体の事のものであるかどうかおからんが、一応各所属にはずつと文社が出来ておりますので、常時各業務についての常日項のじーアールの面そう云う面から市政を如何ようにしてアビールするかと云うふうな点で各部課にも毎日と云うふうに寄つておりますので、その寄つた機会に記者としての或る派閥の目的で、或は色々の事を質問するとか、そう云うこともあつたんじゃないかと事実その件について聞いたと云う確証は見当りませんが、一応毎日寄つておりますのでその部分、断片的に或は、そう云う話しも聞いたんじゃないかと、そう云う事は想像出来ます。

5 番～新聞記者は毎頁当周に見えるんですか、

総務課長～毎頁ほとんど、毎頁まいつております。

5 番～見解が対立はないと云うように今はつきり市長は答弁されましたが、去つた議会において経済課長は、その場所は計画であつて、まだ、いわゆる認可は得つてないから、即ち法的効力はまだ発生してないからその場所に民間の業者が工場の企業としての漁業権設定を保有することがあれば別に違法ではない、そこで指導助言をしたと云うふうな話がありました、あの時のそう云うふうな経済課長の見解による所の説明は現在の今日現在にも同じ見解でありますか、経済課長、

経済課長～都市計画について、権利が発生してないかと云うふうな部分ですがそこは云つた後えはない。

5 番～私は今議長の署名のある議事録を持っております、読みますか、

議 長～暫く休憩致します。(午前11時33分)

議 長～再開致します。(午前11時34分)

経済課長～漁業権を設定しなければいけないかと云うふうな、

5 番～いや、そう云う意味じゃありません、いわゆるそこは都市計画のマスタープランの中に漁業計画地として予定されております、その同じ漁業権設定をしようとして居る場所は、同じ場所になつてお

は来たが、どうかおれからんが、彼所にも確かに寄つては居るんじゃないかと思つております。

- 5 番～寄つては居るんじゃないかと云うのは、いわゆる課長は口頭で、つまりなされましたが、寄つては居るんじゃないかと思われると云うのは貴方がそう思う理由は何んですか、

総務課長～その記事自体の事のものであるかどうかおれからんが、一応各所届にはずつと支社が出来ておりますので、常事各業務についての常日項のピーアールの面そう云う面から市政を如何ようにしてアビールするかと云うふうな点で各部下にも毎日と云うふうに寄つておりますので、その寄つた機会に記者としての或る意図の目的で、或は色々の事を質問するとか、そう云うこともあつたんじゃないかと事実その件について聞いたと云う確正は見当りませんが、一応毎日寄つておりますのでその部分、断片的に或は、そう云う話しも聞いたんじゃないかと、そう云う事は想像出来ます。

- 5 番～新聞記者は毎日当届に見えるんですか、

総務課長～毎日ほとんど、毎日まいつております。

- 5 番～見解が対立はないと云うふうに今はつきり市長は答弁されましたが、去つた議会において経済課長は、その場所は計画であつて、まだ、いわゆる認可は得てないから、即ち法的効力はまだ発生してないからその場所に民間の業者が1ツの企業としての漁業権設定を保有することがあれば別に違法ではない、そこで指導助言をしたと云うふうな話がありました、あの時のそう云うふうな経済課長の見解による所の説明は現在の今日現在にも同じ見解でありますか、経済課長。

経済課長～都市計画について、権利が発生してないかと云うふうな部分ですがそこは云つた覚えはない。

- 5 番～私は今議長の署名のある議事録を持っております、読みますか。

議長～暫く休憩致します。(午前11時33分)

議長～再開致します。(午前11時34分)

経済課長～漁業権を設定しなければいけないかと云うふうな、

- 5 番～いや、そう云う意味じゃありません。いわゆるそこは都市計画のマスタープランの中に埋立計画地として予定されております。その同じ漁業権設定をしようとして居る場所は、同じ場所になつてお

りませぬ。(はい)  
 それを否認するんじやないか、そこにいわゆるあいまいな点と云う立  
 場からの質問に対して、確かにマスタープランの中に握り計画の  
 予定地になつて居るが、これは今の段階においてまだ計画でありませ  
 即ち政府の認可を得てないからまだ法的効力は発生してないから、こ  
 こに漁業権認定を業者がやると云う事態は、不法ではない、不法じゃ  
 ないから経済課は自分の担当だが、担当業者だから指導助言しなけれ  
 ばならないと云うふうな見解を説明されて居りましたが、今でもその  
 云う見解ですか、

経済課長～この現在の時点に立ちますと、それだけこの問題は市民に非常に誤  
 解も大きいし、我々としては、只単に漁民がそう云う意図がある  
 から指導してあげなければいけませんと云う、そう云う見解でありませ  
 が、現在の状況は非常にそこまで進んで居りますので、漁業権の取  
 として、組合員自体で今後は進めて行くと云うふうに考えて居り  
 す、それは進めようが、進めないがでせぬ、いわゆる指導助言は今  
 所出来ないのではないですか、

5 番～何故指導助言をやられたかどうかと云うふうな事は、前の議会でも質  
 問しましたが、繰り返して質問しますが、あの時に指導助言をやると  
 云うふうな問題と関連致しまして、先程も、今、3圖私は申し上げま  
 す、計画であつて、まだ才いわゆる認可を得なければ、法的効力は  
 発生してない、これは事実です。だからここに漁業権認定をする事  
 は別に不法では~~な~~論ありません。不法ではないと云う考え方に立つて  
 指導助言をされたと云うふうに説明されましたが、私の質問の趣意は  
 現在でも同じ様な考え方でありますかどうかを今お伺いして居ります

経済課長～漁民自体の考え方については、どうじやないかと思いますが、市が  
 やると云うことは、一寸考え問題でありますので、市が指導すること  
 は考え問題だと思ひます。

5 番～もう1圖お伺いします、良く聞いて下さい、漁民自体がどう云うふう  
 に考えて居るかは聞いて居りません、経済課長である貴方自身の見解  
 を聞いておるんです。

経済課長～やる方の意図によつては、不当じやないと思ひます。

5 番～結局不当でなければ、やはり指導助言をなすべきと云うふうなこと  
 ですか、

経済課長～いや指導助言については、今の状況前と情勢が違いますので、出来  
 ないと思ひます、現在においてはでせぬ、

りますね。(はい)

それを否認するんじゃないか、そこにいわゆるあいまいな点と云う立場からの質問に対しまして、確かにマスタープランの中に掘立計画の予定地になつてはいるが、これは今の段階においてまだ計画であります。即ち政府の認可は得てないからまだ法的効力は発生してないから、ここに漁業権認定を業者がやると云う事態は、不法ではない。不法じゃないから経済課は自分の担当だが、担当業務だから指導助言しなければならぬと云うふうな見解を説明されておりましたが、今でもそう云う見解ですか、

経済課長～この現在の時点に立ちますと、それだけこの問題は市民に非常に誤解も大きいし、我々としましては、只単に漁民がそう云う意志があるから指導してあげなければいけませんと云う、そう云う見解であります。が、現在の状況は非常にそこまで進んでおりますので、漁業権の取扱としては、組合員自体で今後は進めて行くと云うふうに考えております。それは進めようが、進めないがですね、いわゆる指導助言は今の所出来ないのではないですか。

5 番～何故指導助言をやられたかどうかと云うふうな事は、前の議会でも質問しましたが、繰り返して質問しますが、あの時に指導助言をやることと云うふうな問題と関連致しまして、先程も、今、3圓私は申し上げます。計画であつて、まだがいわゆる認可を得なければ、法的効力は発生してない、これは事実です。だからここに漁業権設定をする事態は別に不法では論ありません。不法ではないと云う考え方に立つて指導助言をされたと云うふうに説明されましたが、私の質問の趣旨は現在でも同じ様な考え方でありますかどうかを今お伺いしております。

経済課長～漁民自体の考え方については、そうじゃないかと思いますが、市がやると云うことは、一寸考え問題でありますので、市が指導することは考え問題だと思います。

5 番～もう1回お伺いします、良く聞いて下さい。漁民自体がどう云うふうな考えて居るかは聞いておりません。経済課長である貴方自身の見解を聞いておるんです。

経済課長～やる方の意志によつては、不当じゃないと思います。

5 番～結局不当でなければ、やはり指導助言をなすべきと云うふうなことでですか。

経済課長～いや指導助言については、今の所は前と情勢が違いますので、出来ないと思います。現在においてはですね、

5 番～そうすると、現在においては、経済課の考え方は、そこに、いわゆるマスタープランの1環として、埋立地域になつていゝから、そこに漁業権を設定した場合には、埋立計画をいざ実行に移すと云う段階で一応その問題は支障を来すことでは、やはり漁業権設定問題に直接指導助言をすべきでない、と云うふうに現在に貴方が考えておられると云うふうに解しやすくして良いですか。

経済課長～それに近いです。

5 番～そう云うふうに解しやすくして良いですか。

経済課長～漁業権設定問題はですね、

5 番～そう云うのが間違つては、これは市で都計事業を埋立予定地になつていゝから、まだ埋立はないんだが、あくまで予定地であると、計画は計画のために計画じやなくて、実行する事を目録にしての計画でありますから現段階において、まだ実行はされてないんだが、これは欲張り埋立しよう、と云う目録のための計画であります。その場合には念願においた場合にやはり漁業権設定を同じ場所に、先にやつた場合には、いざ計画を実行に移す段階になつて支障を来すと云うふうな見解を持っておりますか。

経済課長～それもありますが、しかし地先の方は首集として埋立をやつておりますから、それは、~~でもよろね~~、それは当然市が出すのが優先すべきでは。

5 番～もう一度かんたんに、未だ法的認可は得てないために法的効力は発生してないから、そこに漁業権設定をしたいと云う民間の人達が居た場合に、自分の担当であるから経済課として、それに指導助言をあてゑるのは、当然差支えない、やりなさいと云う意味ですね、差支えないと云う見解ですか、それとも又やはりこれは都計事業と間違つて、漁業権設定をしてもらふと云う見解ですか、その辺の事を私は聞いている訳です。

経済課長～進める事は出来ないと思ひます。

5 番～進める事は出来ないんだが、やはり経済課長の見解を私は聞いている訳です。考え方を埋立計画の計画通り実行に移すためには漁業権設定をそこにあてゑない方が良く、と云うお考えですか。

経済課長～なるべくは進めない方が良く、と思ひます。

5 番～なるべくは、

5 番～そうすると、現在においては、経済課の考え方は、そこに、いわゆるマスタープランの1環として埋立地域になつているから、そこに漁業権設定をした場合には埋立計画をいざ実行に移すと云う段階で一応その問題は支障を来すことでやはり漁業権設定問題に直接指導助言をすべきでないと云うふうに現在に貴方が考えておられると云うふうに解しやすくして良いですか。

経済課長～それに近いです。

5 番～そう云うふうに解しやすくして良いですか。

経済課長～漁業権設定問題はですね。

5 番～そう云うのが関連してですね、ここは市で都計事業を埋立予定地になつているから、まだ埋立はないんだが、あくまで予定地であると、計画は計画のために計画じやなくて、実行する事を目標にしての計画でありますから現段階において、まだ実行はされてないんだが、これはやはり埋立しようとする目標のための計画であります。その事は念願においた場合にやはり漁業権設定を同じ場所に、先にやつた場合にはいざ計画を実行に移す段階になつて支障を来すと云うような見解を持っておられますか。

経済課長～それもありますが、しかし地先の方は施策として埋立をやつておりますから、それは、~~それ~~、それは当然市が出すのが優先すべきでは。

5 番～もう一度かんたんに、未だ法的認可は得てないために法的効力は発生してないから、そこに漁業権設定をしたいと云う民間の人達が居た場合に、自分の担当であるから経済課として、それに指導助言をあたえるのは、当然差支えない、やりなさいと云う意味ですね、差支えないと云う見解ですか、それとも又やはりこれは都計事業と関連して、漁業権設定をしてもらうなと云う見解ですか、その辺の事を私は聞いている訳です。

経済課長～進める事はいかないと思います。

5 番～進める事はいかないんだが、やはり経済課長の見解を私は聞いている訳です。考え方を埋立計画の計画通り実行に移すためには漁業権設定をそこにあたえない方が良いと云うお考えですか。

経済課長～なるべくは進めない方が良いでしょう。

5 番～なるべくは。

経済課長～埋立の問題に關連してですね、

5 番～なるべくはされない方がよいと云うお考えですね、前の議会ではなくして、あの頃は、その目標に向つて、色々段階において指導助言をなさつて来ましたね、するとあの時と、今の考え方とは違つている訳ですね。

経済課長～いや、その時にもぞすね、これは埋立。

5 番～私は違つている事をせめる意味じゃないですから、自分の考えを説明して下さい。

経済課長～埋立に支障になると云う事は、その頃からわかつております、だがしかしですね、この漁業権問題は当時の私の考えでは、たゞ八直野村に組合がなくともですね、外にも漁業権を設定されると云う程度の話をして聞いておりますから、もしこれが他市町村からですね、漁業権を設定される場合には、かえつてその埋立に支障があるんじゃないかと云う様な考えがあつた訳です。その頃支障になる事は充分わかつておりました。

5 番～今までの経済課長の答弁の全体を通して一応私が受けた印象は、市長に対する見解の対立の事実があるかどうかと云う私の質問に対して、ないと云うふうな答弁でありましたから、その事実を確かめる為に貴方の見解をお伺いしたい訳ですが、今の貴方の説明を聞いて大体そう云う対立がないと云う市長に対する答弁は、そのまま認められると云うふうに私は思つておりますが、この問題はこれだけで打ち切ります

3 番～只今は私の質問と問題が1つになつて居りますので、その面では、私の質問からぬいて、当初に質問しようとするふうな計画でやつているのを1番さんが問題に出しておりますので、それに資料なんかをあてえて、1番さんからやつてもらおうとしておりますが、1番さんが来ておられませんので、ついでに私から質問致します。先程の説明によりますと、市でもそう云う面について全然ないと云う事でございますが、しかし新聞と云うのは、一般民が見て正しい報道をやるのが新聞だと云う認識を一般の方々社会習慣上考へておられる訳です。それに対して新聞が間違つておるなら、そう云う事がなければいいと云う様な、どうしてそう云う弁明ではなし、正しい説明をもらわんかですね、今まで放つておられるかその真意がわかりませんのでお聞かせ願います。

市長～これについて、どなたかにも質問がありました。これに対すると云うふうに対処した方がよいかと云う問題であります。これは私、そのどちらの記者は決つておりますが、きみの見解が間違いないと云う

経済課長～理立の問題に関連してですね、

- 5 番～なるべくはされない方が良くと云うお考えですね、前の議会ではなくして、あの頃は、その目標に向つて、色々段階において指導助言をなさつて来ましたが、するとあの時と、今の考え方とは違つている訳ですね。

経済課長～いや、その時にもですね、これは理立。

- 5 番～私は違つている事をせめる意味じゃないですから、自分の考えを説明して下さい。

経済課長～理立に支障になると云う事は、その頃からわかつております。ですがしかしですね、この漁業権問題は当時の私の考えでは、たとへ宜野湾市に組合がなくともですね、外にも漁業権を設定されると云う程度の話しを聞いておりますから、もしこれが他市町村からですね、漁業権を設定される場合には、かえつてその理立に支障があるんじゃないかと云う様な考えがあつた訳です。その頃支障になる事は充分わかつておりました。

- 5 番～今までの経済課長の答弁の全体を通して一応私が受けた印象は、市長に対する見解の対立の事実があるかどうかと云う私の質問に対して、ないと云うような弁答でありましたから、その事実を確かめる為に貴方の見解をお伺いしたい訳ですが、今の貴方の説明を聞いて大体そう云う対立がないと云う市長に対する答弁は、そのまま認められると云うように私は思つておりますが、この問題はこれだけで打ち切ります

- 3 番～只今は私の質問と問題が1つになつて居りますので、その面はさざんざんこれは後にしまして新聞面の事が出ておりますので、この面に付きましたは、私の一般質問からぬいて、当初に質問しようとするような計画でやつているのを1番さんが問題に出しておりますので、それに資料なんかをあたえて、1番さんからやつてもらつておりましたが、1番さんが来ておられませんので、ついでに私から質問致します。先程の説明によりますと、市でもそう云う面について全然ないと云う事でございますが、しかし新聞と云うのは、一般民が見て正しい報道をやるのが新聞だと云う認識を一般の方々社会習慣上考へて居る訳です。それに対して新聞が間違つておるなら、そう云う事がなければないと云う様な、どうしてそう云う弁明ではなし、正しい声明をしてもらわんかですね、今まで放つておられるかその真意がわかりませんのでお聞かせ願います。

市長～これについて、どなたかにも質問がりましたが、これに対するどう云うふうに対処した方が良くと云う問題であります。これは私、そのこちらの記者は決つておりますが、きみの見解が間違いだと云う

事を今云いました。金を出してそれを弁明をと云う、いわゆる何を向こうが出したところで、ちよつびり出した所でつまるん。そうかと云つて、その論議をたがいに向と反ばく試合をするのも今の忙しい時につまらん要はその真意を議会の皆さんも市民も知つて貰ければ、好いんじやないかと云う事がある。若し皆さんからこれはどうしても、どうせにやならんと云う事があれば、こちらとしても、その無だてな事事がばつきりすれば、そう云う必要もあるかと思ひますが、今の所私達としては、話し合はよくやりましても、けれどもこれに對処して、どうして良いかについての処考えておりません。

3 番～金をかけてと云われますが、新聞社がそれを書いた以上は、それに対して市当局として、これは事突じやない云うことを、新聞に書いておられる記者に對して弁明書を出せるか、或は考へる云う面は是です。向の考へる金かけん方法は、いくちもあると思ふんですが、そう云う事突じやないのか、そう云う方法でやらんと、一般の市民においははです。新聞の報はこれは正しい報道をするんだと、云うふうな考へを持っておるんではないか、その点に充分気を付けられんと、それでは是です。10月にはなつておりましたが、10月の23日の記事にも内解放地の問題が出ておりましたが、それに対して市当局は一部議員と諮託して居ると云う事がありました。事突があるかどうかです。記事の切りぬきは、1番が持つておられますので、はつきりしませんが事突があるかどうかです。一部議員、或は財力者と諮託して、そう云う町や郡の部をやつておられると、この解放地の問題を処理なされて居ると云う様な記事があつた様に思ひますが、それは事突であるかどうかです。そう云うものを事突がなければ明らかに関すべきではないかと思ひますが、

市長～いやこれありません。そして、あの時はずさんと書いてあります。たゞすね、この次に新聞記者の皆さんだぞ云う事は、どう云う事を云つてあるのかと云つて突は、こちらの支局が出来てこちらにしようのヨンを何か、

議長～暫く休憩致します。(午前11時42分)

議長～再開致します。(午前11時48分)

9 番～行政区再編と関連しまして、市当局は本区ととの行政懇談にて、直轄市員の戸を開きこれを取り上げ、今後実施して行きたい点がありましたら御伺い致します。

市長～只今の御質問、今未だこの懇談会を続けておられて途中にある所です。後6ヶ部落か7ヶ部落、今の予定は、大体29日までか

事を今云いました。金を出してその弁明をと云う、いわゆる何を向  
こうが出したところで、ちよつぱり出した所つまらん。そうかと云  
つて、その論説をたがいに向と反はく試合をするのも今の忙しい時期  
につつまらん要はその真意を議会の皆さんも市民も知つて戴ければ、好  
いんじゃないかと云う事がある。若し皆さんからこれはどうしても、こ  
うせにやならんと云う事があれば、こちらとしても、その無だでない  
事がはつきりすれば、そう云う必要もあるかと思ひますが、今の所私  
達としては、話し合は良くやりましたが、けれどもこれに對処して、  
どうして良いかについての処考えておりません。

3 番～金をかけてと云われますが、新聞社がそれを書いた以上は、それに対  
して市当局として、これは事実はないと云うことを、新聞に書いた  
記者に対して弁明書を出せると、或はそう云う面はですね、向の考  
で替っているので弁明を出すかわかりませんが談話としてでも、或は、  
金かけん方法は、いくらでもあると思ひます。そう云う事実はない、  
とか、そう云う方法でやらんと、一般の市民においてはですね、新聞  
はこれは正しい報道をするんだと云うふうな考を持つておるんで  
その点は充分氣を付けられんと、これではですね、13日になつてお  
りますが、10月の23日の記事にも内の解放地の問題が出てお  
りましたが、それに対して市当局は一部議員と結託して居ると云う事  
がありました。事実があるかどうかですね、記事の切りぬきは、1番  
さんが持つておられますので、はつきりしませんが事実があるかど  
うかですね、一部の議員、或は財力者と結託して、そう云う町の都市計  
画をやつておられると、この解放地の問題を処理なされて居ると云  
う様な詭事があつた様に思ひますが、それは事実であるかどうかで  
すね、こう云うものこそ事実がなければ明らかに弁明すべきじゃないか  
と思ひますが、

市長～いやこれもありません。そして、あの時はずさんと書いてありまし  
た。すね、この次に新聞記者のずさんと云う事は、どう云う事を云  
つておるのかと云つて実は、こちらの支局が出来てこちらにレポ  
ジョンを何か、

議長～暫く休憩致します。(午前11時42分)

議長～再開致します。(午前11時48分)

9 番～行政区再編と関連しまして、市当局は各区ごとの行政懇談にて、直接  
市民の声を聞きこれを取り上げ、今後実施して行きたい点がありまし  
たら御伺い致します。

市長～只今の御質問、今未だこの懇談会を続けておりました途程にある所  
であります。後6ヶ部落か7ヶ部落、今の予定は、大体29日までか

るんじゃないかと思いますが、全体が済んだら一応行つた各課長も一  
緒になつて、反省会でも持つてこの要望なり、或は今後の問題につ  
ては良く研究して行きたいとこう思つております。

9 番～今までにこれはと云う物はまだまとめはおられないと云う訳です  
市長～はい。

9 番～では次に進みます。又再編による新行政区に対する今後市行政区  
ゾゾの効果を挙げ自治の商揚を図るための計画等がございましたら  
伺い致します。

市長～自治商揚と云う事になりますと、一応各々のこの部落においてその  
自治の方向が生まれたいと思つて、それについては、当所と考案して  
しても現在うまく自治会組織をやつていける所を、そつと考案して  
と、商揚の方で研究してその準備が、そつと考案して、そつと考案して  
と、考案して、その部落の自治活動がより良く行われる様に  
いこう思つております。

9 番～私がこの質問をいたしましたのは、実は行政区再編の場合に特別委員  
も区長の仕事について或は話多し、或は話多し、或は話多し、或は話多し、  
町村に新しく再編するに、色々何んか、色々何んか、色々何んか、色々何んか、  
合を作る方法をとつて、色々何んか、色々何んか、色々何んか、色々何んか、  
はありませんか。

市長～只今の納税組合等の問題に付きまして、それは何時か本土視察から  
の帰りに議会からもありましたが、出来たら早く促進して早く作  
らしたと、課長の方に話しても致しまして、実施しようとする、本道  
に於ける行政区の状態は困難な点が考えられました。今後、再編に  
なれば、そう云う点がいわゆる負担です、この場合に組合を一々  
0倍の大きい様な部落も1単位として、とすることどうも(ノテ)  
で、今後これも良く検討して、これも促進して行きたいと思つて  
おります。

議長～暫く休憩致します。(休憩後午後2時)

議長～再開致します。(午後1時30分)

議長～次は5番さんの質問を願います。

るんじやないかと思ひますが、全体が済んだら一応行つた各課長も一  
緒になつて、反省会でも持つてこの要望なり、或は今後の問題につい  
ては良く研究して行きたいと思つております。

9 番～今までにこれはと云う何はまだまだめてはおられないと云う訳ですか  
市長～はい。

9 番～では次に進みます。又再編による新行政区に対する今後市行政区に對  
する効果を挙げ自治の商を因るための計画等がございましたらお  
伺ひ致します。

市長～自治商と云う事になりますと、一応各々のこの部落においてその自  
治の方法や方向が生れると思ひますが、それについては、当局としま  
しても現在うまく自治会組織でやつている様な所の会則を参考にして  
色々と総務課の方で研究してその準則ですね、そう云うものでも配布し  
て参考にし、その部落の自治活動がより良く行われる様にして行き  
たいと思つております。

9 番～私がこの質問をいたしましたのは、実は行政区再編の場合に特別委員会  
でも区長の仕事について或る程度話し合はされましたが、どこの市  
町村にしても相当仕事の面では多事にわたつて、多忙であると、この  
際この新しく再編するにおきまして、納税組合を昨らすなり、衛生組  
合を作らすなり、色々何んとかその、もう少し区長の仕事の援助にな  
る様な方法をとつて各区長の仕事の負担を軽くさせる様な方法が考  
えられはしないかと云う事が、こう云う面について、まだどうと云う事  
はありませんか。

市長～只今の納税組合等の問題に付きまして、それは何時かも本土視察から  
の帰りに議会からもありましたがあの頃、出来るなら促進して早く作  
らしたらと、課長の方に話しも致しまして実施しようとする、本  
当にあの時の行政区の状態では困難な点が考えられました。今後再編に  
なれば、そう云う点がいわゆる負担ですね、あの場合に組合を一々2  
0倍の大きい様な部落も1単位として、とすることにどうも  
で、今後これも良く検討して、これも促進して行きたいと思つており  
ます。

議長～暫く休憩致します。(并附茶午後零時)

議長～再開致します。(午後1時30分)

議長～次は5番さんの質問を願ひます。

5 番～水道課長にお伺いします。水道の配管工事費等の負担についておたずねしたいと思いますが、今マーシー地区において、需要者が、いわゆる市の水道を使用したいと云うので申込んで、やはり向うの希望通り最近に行われておりません、そこで市の指定した業者に対して使用業者が申込んで、そこでその指定業者は配管工事をやっている訳であります、その場合向うに払ったその大部分はこれはどう云うふうになっておりますか。後でいわゆる市に要求した場合には払ってもらいますか。

水道課長～謹謝致します。これは63年度の未収4月頃だつたと思ひますが、真澄の方とはどちらかと申しますと、簡易水道が入つておつたものでそれが63年度の予算には計上されてなかつたもので、予算としてもなかつたものですから、向う需要者の要請で是非やりたいと云つた何れで、こつちは64年度ではその分を施設費に対しては、支払をするから、それまでは貴方達で立替ると云う様な何れで、して呉れとそれ出来るんだつたらやりなさいと云う訳でございました。

5 番～結局その事についてであります、そう云う訳です、自からの負担で配管工事をすませている事に対してです、その負担した額を当然これは市の負担すべき問題であります。要求に応じるべき市が負担すべき事によつて成る事は出来なかつたために、その本人達は自らの負担で配管を掛けていわゆる水道工事をやつたと云う実情であります、既にさう云うふうにいわれる市がやるまで待つていたんじや、これは水と生活は切りはなされない問題ですから、市がやるまでは、待つておれないから自からの負担です、工事をやつて使用やつては、おれませんが、その自から負担した工事費は、今請求した場合には払ってもらえますかと云う私の質問の趣旨であります。

水道課長～すやと云うことは、これは、64年度の予算繰入でもつて、予算計上すべきもんだつたと思ひますが、その時には外の横国住宅とか、茶寮、その他の大きなのがあつて予算上出来なくて計上されなかつたものと覚えております。それで次期議会には更正して向うの分は支払いしようと思つております。

5 番～次期議会と云うと。

水道課長～3月の議会で予算更正をして支払い致します。

5 番～つまり自から負担した分は、当然これはいわゆる立替えて負担した分だけは当然これは市が負担しますね。

水道課長～そうです、その約束でさせてあります。

5 番～そうすると次の3月の議会で予算更正をなさる予定ですか、

5 番～水道課長にお伺いします。水道の配管工事費等の負担についておたずねしたいと思いますが、今マーシー地区において、需要者が、いわゆる市の水道を使用したいと云うので申込んでも、やはり向うの希望通り最近は行われておりません、そこで市の指定した業者に対して使用者が申込んで、そこでその指定業者は配管工事をやっている訳であります、その場合向うに払ったその大部分はこれはどう云うふうになっておりますか。後でいわゆる市に要求した場合には払ってもらいますか。

水道課長～説明致します。これは63年度の末頃4月頃だったと思いますが、真志喜の方はどちらかと申しますと、簡易水道が入っておつたものでそれが63年度の予算には計上されてなかつたもので、予算としてもなかつたものですから、向う需要者の要望で是非やりたいと云つたもので、こつちは64年度ではその分を施設費に対しては、支払をするから、それまでは貴方達で立替すると云う様なもので、して呉れとそれを出来るんだつたらやりなさいと云う訳でさせた訳であります。

5 番～結局その事についてであります、そう云う訳です、自からの負担で配管工事をすませている事に対してです、その負担した額を当然これは市の負担すべき問題であります。要求に依るべき市当局が都合によつて応ずる事は出来なかつたために、その本人達は自からの負担で配管を付けていわゆる水道工事をやつたと云う実情であります、既にそう云うふうでいわゆる市がやるまで待つていたんじや、これは水と生活は切りはなされない問題です、市がやるまでは、待つておれないから自からの負担です、工事をやつて使用やつている訳でございます、その自から負担した工事費は、今請求した場合には払ってもらえますかと云う私の質問の趣旨であります。

水道課長～すぐと云うことは、これは、64年度の予算議費でもつて、予算計上すべきもんだつたと思いますが、その時には外の横田住宅とか、米糠、その他の大きなのがあつて予算上出来なくて計上されなかつたものと覚えております。それで次期議会には再正して向うの分は支払いしようと思つております。

5 番～次期議会と云うと。

水道課長～3月の議会で予算再生をして支払い致します。

5 番～つまり自から負担した分は、当然これはいわゆる立替えて負担した分だけは当然これは市が負担しますね。

水道課長～そうです、その約束でさせてあります。

5 番～そうすると次の3月の議会で予算更正をなさる予定ですか、

水道課長～はい。

5 番～はい、わかりました。次に商工業管成奨励について、これは一応取り消します。3番目に移ります。政府に対する都市計画のマスタープランの認可申請手続は今月中にやりませうか、市長におたずねします。

市長～手続は今月中に出来る様になっておりますので、やるつもりです。

5 番～何時頃までに、あと今月中と云つてもあと一週間位しかないんですか。大体いつ頃までにやられる予定でありますか。

市長～一寸待つて下さい。

5 番～それじゃ次の質問に進めておきます。これも課長はおらないですか、それじゃ5番目は先きの質問に関連して済ませましたから、6番目に移ります。財政課長にお伺いします。本年12月19日現在、すなわち議会招集の前日であります。その当日現在における事業債についてお伺いします。年度別の滞納額、件数についてあらかじめの質問事項は置いていると思いますから明確な数字で御説明願います。

財政課長～6番目の問についてお答えします。63年度の事業債の滞納額が12月19日現在で4,002,333セント、件数で486件、その内486件法人が6件で2,207,880セント、個人が件数で480件で1,794,453セント、62年度が、

5 番～一寸待つて下さい、今の63年度は4,002,486セントですか。

財政課長～はい、そうです。

5 番～その次の説明に法人がとありますが、前の説明は法人ですか。

財政課長～これは滞納総額でありまして、内訳を申し上げた訳です。

5 番～4,002,486ドル余り、件数が286と云うのは、これは合計の、

財政課長～はい、そうであります。

5 番～次に内訳と申しますのは、法人だけですか。

財政課長～はい。

5 番～残りは個人ですか。

財政課長～個人です。

水道課長～はい。

5 番～はい、わかりました。次に商工業育成奨励について、これは一応取り済みます。3番目に移ります。政府に対する都市計画のマスタープランの認可申請手続は今月中にやりますか、市長におたずねします。

市長～手続は今月中に出来る様になつておりますので、やるつもりです。

5 番～何時頃までに、あと今月中と云つてもあと一週間位しかないんですが大体いつ頃までにやられる予定でありますか。

市長～一寸待つて下さい。

5 番～それじゃ次の質問に進めておきます。これも課長はおらないですか、それじゃ5番目は先きの質問に関連して済ませましたから、6番目に移ります。財政課長にお伺いします。本年12月19日現在、すなわち議会召集の前日であります。その当日現在における事業費についてお伺いします。年度別の滞納額、件数についてあらかじめの質問事項は届いていると思えますから明確な数字で御説明願います。

財政課長～6番目の間についてお答えします。63年度の事業費の滞納額が12月19日現在で4,002\$33セント、件数で486件、その内486件法人が6件で2,207\$80セント、個人が件数が480件で1,794ドル53セント、62年度が、

5 番～一寸待つて下さい、今の63年度は4,002ドル33セントですか

財政課長～はい、そうです。

5 番～その次の説明に法人がとありますが、前の説明は法人ですか。

財政課長～これは滞納総額でありまして、内訳を申し上げた訳です。

5 番～4,002ドル余り、件数が286と云うのは、これは合計の、

財政課長～はい、そうであります。

5 番～次に内訳と申しますのは、法人だけですか。

財政課長～はい。

5 番～残りは個人ですか。

財政課長～個人です。

5 番～ほとんど、それじや法人ですね、

財政課長～法人の額が多い訳ですが、件数は6件、

5 番～はい、わかりました。62年のものをお願いします。

財政課長～62年度の方が1,766\$20セント, 388件, 内訳としまして、法人が421ドル30セント3件, 個人が1,344ドル90セント385件, それから61年度が1,540ドル30セント315件法人が, 222ドル90セント2件, 1,317ドル40セント313件, 個人60年度が1,588ドル48セント, 359件, 法人が169ドル19セント5件, 個人が1,419ドル29セント354件, 59年度が499ドル09セント, 件数で248件, 法人が3ドル92セント1件, 個人が495ドル17セント, 247件, 計で9,396ドル40セント, 件数で1,796件, 法人が3,025ドル11セント17件, 個人が6,321ドル29セント, 1,779件以上であります。

5 番～只今の説明は59年度以降いわゆる57年でありますが、58年度以前の滞納額はありますか、いわゆる58年度以前ですね。

財政課長～58年度以前の滞納額が事業債で、

5 番～年度別じやなく、合計で良いです。

財政課長～これは8月31日現在の調べで58年度と56年で1,401ドル99セントと云う滞納繰越額です。その内37ドル57セントは、徴収済で残り1,364ドル42セント。

5 番～長期滞納の期間とその滞納額、滞納する期間として、一番長い期間、長い期間の滞納者の滞納額、

財政課長～長期滞納の期間と云うことでございますが、56年度から事業債の滞納額が少しありますので、時効を満り過ぎたのがある訳です。

5 番～59年度以降の長期滞納は期間はどの位ですか、

財政課長～おまかに57年と云う計算になつておりますが、

5 番～先程55年からの長期があると云われましたが、その56年からの位はどの位の額ですか、滞納額は、

財政課長～100\$余りです。

5 番～ほとんど、それじや法人ですね、

財政課長～法人の額が多い訳ですが、件数は6件、

5 番～はい、わかりました。62年のものをお願いします。

財政課長～62年度の方が1,766\$20セント, 388件, 内訳としまして、法人が421ドル30セント3件, 個人が1,344ドル90セント385件, それから61年度が1,540ドル30セント315件法人が, 222ドル90セント2件, 1,317ドル40セント313件, 個人60年度が1,588ドル48セント, 359件, 法人が169ドル19セント5件, 個人が1,419ドル29セント354件, 59年度が499ドル09セント, 件数で288件, 法人が3ドル92セント1件, 個人が495ドル17セント, 247件, 計で9,396ドル40セント, 件数で1,796件, 法人が3,025ドル11セント17件, 個人が6,321ドル29セント, 1,779件以上であります。

5 番～只今の説明は59年度以降いわゆる5ヶ年ではありますが、58年度以前の滞納額はありますか、いわゆる58年度以前ですね。

財政課長～58年度以前の滞納額が事業税で、

5 番～年度別じやなく、合計で良いです。

財政課長～これは8月31日現在の調べで58年度56年で1,401ドル99セントと云う滞納繰越額です。その内37ドル57セントは、徴収済で残り1,364ドル42セント、

5 番～長期滞納の期間とその滞納額、滞納する期間として、一番長い期間、長い期間の滞納者の滞納額、

財政課長～長期滞納の期間と云うことではございますが、56年度から事業税の滞納額が少しありますので、時効を通り過ぎたのがある訳です。

5 番～59年度以降の長期滞納は期間はどの位ですか、

財政課長～おまかに5ヶ年と云う計算になつておりますが、

5 番～先程55年からの長期があると云われましたが、その56年からののはどの位の額ですか、滞納額は、

財政課長～100\$余りです。

5 番～3番目に入ります。1件の1年分の最高滞納額はどの位ですか。

財政課長～1件で1年の滞納額の最高は現在では、法人で残っておりますのがこれは額額は、1,466ドル80セントであります。466ドル80セントは納付済になつておりまして、現在の所、法人の滞納額で最高は1,000\$であります。

5 番～最初の説明で、1466ドル80セントと云われましたが、その内訳466ドル80セントは納付済み、この466ドル80セントは、いつ納付されましたか、私がお聞きしておりますのは、19日以前ですか。

財政課長～19日以前であります。

5 番～1件の累計した場合の最高滞納額はいくら位ですか。

財政課長～何んですか。

5 番～3年度分じゃなくて

財政課長～個人別の累計ですか。

5 番～個人別、法人の内訳は質問に書いてある通りであります。

財政課長～専業員においては、法人の方が額が多いので、これが累計をしても最高額だと思つております。

5 番～これは1,466\$ですか。

財政課長～はい。

5 番～これは1,466ドル80セントは法人で結局1件で1年分の最高額は全部で1,000ドルですか。

財政課長～そうであります。

5 番～そうするとこれは累計した場合にもこの1,000ドルですか、滞納額は、例へば5年分だろうが、6年分だろうが、1個人、若しくは法人がですね、滞納してゐる合計額です。

財政課長～はい。

5 番～合計をした場合の1,000\$ですか。

5 番～3番目に入ります。1件の1年分の最高滞納額はどの位ですか。

財政課長～1件で1年の滞納額の最高は現在では、法人で残っておりますのがこれは税額は、1,466ドル80セントであります。466ドル80セントは納付済になつておりまして、現在の所、法人の滞納額で最高は1,000\$であります。

5 番～最初の説明で、1,466ドル80セントと云われましたが、その内466ドル80セントは納付済み。この466ドル80セントは、いつ納付されましたか、私がお聞きしておりますのは、19日以前ですか。

財政課長～19日以前であります。

5 番～1件の累計した場合の最高滞納額はいくら位ですか。

財政課長～何んですか。

5 番～1年度分じゃなくて

財政課長～個人別の累計ですか。

5 番～個人別、法人の内訳は質問に書いてある通りであります。

財政課長～専業種においては、法人の方が額が多いので、これが累計をしても最高額だと思つております。

5 番～これは1,466\$ですか。

財政課長～はい。

5 番～これは1,466ドル80セントは法人で結局1件で1年分の最高額は全部で1,000ドルですか。

財政課長～そうであります。

5 番～そうするとこれは累計した場合にもこの1,000ドルですか、滞納額は、例へば5年分だろうが、6年分だろうが、1個人、若しくは法人がですね。滞納している合計額です。

財政課長～はい。

5 番～合計をした場合の1,000\$ですか。

財政課長～はい、そう云う事になります。何故かと申し上げますと、この法人がこれだけ残っている理由としましては、このスターリストルビュテングカンパニーと云う外人商社でございますが、アメリカの新聞、大山の新聞社のうちの商社でございますが、実は課税もれになつておりましたので、それで3ヶ年分を返還に課税をして、それで額が5,000ドル位で、返還納付をしましてこの1,000ドルが現在残っていると云うかっこうになつております。

5 番～4番目、滞納期間が3ヶ年以上の滞納合計額、これはもう先きの御説明でわかりましたが、3ヶ年を過ぎをいわゆる時効期間を過ぎた滞納額に対する申訴の措置はどの様にやつておりますか。

5 番～先きの説明で60年度における滞納額1588ドル余りは、これは何年何月に時効にかかりますか、只今景

財政課長～ズグもう一度 1960年度の滞納額1588ドル余りが何にかかるとは何時頃ですか、大体でいいです。何年何月ですか。これは63年度でございますので、68年頃になると思います。

5 番～60年度の1,588ドル48セントと云う滞納額の納付期限はいつですか。68年になりますか。

財政課長～60年度でございますか。

5 番～60年度、1588余りありますね、これは放つておいた場合に何時頃ですか、時効にかかるとは

財政課長～60年度の時効にかかるとは65年度になると思います。

5 番～65年度ですか。

財政課長～はい。

5 番～先程の時効にかかつたものはいわゆる消却の処置をとる積りであると云うお考えでありましたが、一応それは、さておいて今後そう云うふうな事がない様にいわゆる大切な財源でありますから手落ちがない様に充分財務行政をやつて置く自信がありますか。

財政課長～滞納額等の整理については、出来得る限り、時効処分にかからない内に納税をさせると云う方向で進めたいと思つております。

5 番～財政課長に対しての質問はそれだけです。次は市長にお伺いします。キャンプマージーいわゆる旧軍病院後の用地がありますが、その南

財政課長～はい。そう云う事になります。何故かと申し上げますと、この法人がこれだけ残っている理由としましては、このスターリストルビュテングカンパニーと云う外人商社でございますが、アメリカの新聞・大山の新聞社のうちの商社でございますが、実は課税もれになっておりましたので、それで3ヶ年分を1辺に課税をして、それで額が5,000ドル位で、逐次納付をしましてこの1,000ドルが現在残っていると云うかつこうになっております。

5 番～4番目、滞納期間が5ヶ年以上の滞納合計額、これはもう先きの御説明でわかりましたが、5ヶ年を過ぎたいわゆる時効期間を過ぎた滞納額に対する申断の措置はどの様にやっておりますか。

5 番～先きの説明で60年度における滞納額1588ドル余りは、これは何年何月に時効にかかりますか、只今最

財政課長～メダもう一度 1960年度の滞納額1588ドル余りが何にかかるとのは何時頃ですか、大体でいいです。何年何月ですか。これは63年度でございますので、68年頃になると思います。

5 番～60年度の1,588ドル48セントと云う滞納額の納付期限はいつですか。68年になりますか。

財政課長～60年度でございますか。

5 番～60年度、1588余りありますね、これは放つておいた場合に何時頃ですか、時頃にかかるとは

財政課長～60年度の時効にかかるとは65年度になると思います。

5 番～65年度ですか。

財政課長～はい。

5 番～先程の時効にかかつたものはいわゆる済却の処置をとる積りであると云うお考えでありましたが、一応それは、さておいて今後そう云うふうな事がない様にいわゆる大切な財源でありますから手落がない様に充分財務行政をやつて載く自信がありますか。

財政課長～滞納税額の整理については、出来得る限り、時効処分にかからない内に納税をさせると云う方向で進んで行きたいと思っております。

5 番～財政課長に対しての質問はそれだけです。次は市長にお伺いします。キャンプマーシーといわゆる旧軍病院後の用地がありますが、その南



側、もとの宇地浦の方向の道路、境界線、金網に沿つて、1号線から海岸に至るまでの道路のその付近の住民が非常にその必要を感じておりますが、それは新しく作ると云うことに対して市長はどう云うふうにお考えを持っておりますか、見解をお聞かせ願います。

市長～道路や排水等の新設については、今までずつとやつて来ている都市計画道路と関連致しますので良く検討してやりたいと思ひます。

5 番～すや今そこで検討出来ると思ひます。都市計画の中に都市計画の中の街路計画に現在のいわゆるキャンプマーシーの軍用地内から新しく道路が計画されております。その事について去つたいつかの議会で軍用地内に道路を作る場合は当然これは軍側の許可が必要であります。その辺の折衝をやられた事がありますか。云う私の質問に対して認可なつてから軍との折衝をやる云うふうな御答弁でありましたが、その軍用地が外の軍用地とは違ひまして5ヶ年の賃貸借契約でありました。が、その5ヶ年の期間を満了しまして、それを議会に不定期賃貸借契約の切替えられておりますと申します。前は定期5ヶ年を賃貸借契約の方法であつたよりも、不定期賃貸借契約に切替られたと云う事は、解放の可納性がどうのいっていると、私達は感じております。そこで解放される可納性がないものに都市計画をさして居りますが、今御説明にあつた様に当然これは都市計画の中のいわゆる街路計画、当然にしてその中に計画されている所、区画整理による所、道路計画と説明申上げられた様に軍用地の中から道路を通すと云う計画自体はかまいませんが、実現性においては、私はこれは9割9分まで可能ではないと云うふうに見透してあります。そう云う前提に立ちまして、どうして可能でない所に計画を打出しておいても住民の便利を計つて、1号線から海岸に至る道路を計画され、そして即座に予算を計上されて工事にかかると云うふうに行つて行くべきと云うふうには考えておりますが、それに対してどう云うふうなお考えでありますか。軍用地内の道路計画は計画で実現可能はこれは非常にうすいと思ひます。

市長～先に申し上げた様にその現場や、或は又軍用地との境界であれば、そこは良く技術的な面も関係課長と話して、今までの軍用地内にあるものをそこに変更して良いかどうかを良く検討してお答えしたいと思ひます。

5 番～現在、あの附近で1号線から海岸に至るまでの道路は自転車さえ自転車の通る道さえありません。そう云つた実情を良く認識されて、そして道路の必要性を良く御理解されて是非住民の要望に答える様に都市計画に



市計画に対して必要な変更を道路計画の変更を加えられて出来たら来年の予算に計上されて実施して戴きたいと思うんですが、建設課長にその点について都計に関連した立場から御説明を、考え方を御説明して下さい。

建設課長～お答え致します。現在計画されている幹線街路の方ではありますが、この計画は地域としてどうしても必要な道路を幹線道路として指定する様にしております。それでこの幹線道路は道路として重要な道路と云う意味で幹線にしてある訳であります。それでそれ以外に区画街路区画整理する場合に各地主が便う、云えば宅地を利用、造成するたために使う道路は区画街路で、作られる訳であります。それでこの区画街路は幹線とは違いますが、この周辺一帯が周辺一帯の利便者が充分に利用出来る様に区画を縦横に通して、どこからでも入れると云うようにしてあります。実際、実施される場合であります。区画整理区画域内にある場合の地域は全部区画整理事業によつて、この道路を作つて行きます。それで現在、不便な個所であつても、この地域が区画整理に入れば当然この事業によつて道路が出来る訳でありますので、地域の住民が不自由を感じると云う事は、完成後は起らないと云うこととなります。

5 番～只今の御説明は、いわゆる都計によつての幹線道路とは別に区画整理によつて、出来る所のいわゆる区画整理事業による所の道路が出来るから別に住民の不便は来さないと云うふうな御見解ですか、

建設課長～ええ、区画整理区域内においてですね。

5 番～区画整理区画域内において、

建設課長～はい。

5 番～そうであるなら軍用地内における所の幹線道路は必要はないと云う訳ですか。

建設課長～これは地域における、云えば軍用地であるとか若しくは、又そこが不良地帯で現在使えないと云う地域であつても、幹線としては一応プランの中にあるわけです。それは全体の地域からして宜野湾市全体から、どうしてもこの幹線が必要と云う分に対しては、軍用地であつてもそれから今の農耕地であつても、若しくは、耕地であつても幹線道路として計画は入つている訳であります。

5 番～それでは、幹線道路にしる或は区画整理による所の道路にしる、現に向こうで道路と云うふうな所はありません。そこで非常に道路の必要